

刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書

2023年（令和5年）2月17日

2023年（令和5年）7月13日改訂

日本弁護士連合会

（意見の趣旨）

刑事訴訟法及び刑事訴訟法施行法の一部を、別紙「刑事訴訟法等改正案 新旧対照表」の「改正案」欄記載のとおり速やかに改正すべきである。

（意見の理由）

第1 再審法改正の必要性和緊急性

1 はじめに—これまでの再審法改正の動きについて

（1）再審の理念

「再審」とは、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度のことをいう。そして、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでおり、具体的には刑事訴訟法「第四編 再審」の規定がこれに該当する。

旧刑事訴訟法下においては、再審の理念は、実体的真実の発見と法的安定性との矛盾の調和にあるなどと説かれた。そのため、法的安定性の許す範囲でしか再審は認められず、その結果として、再審の要件は極めて厳格に解釈されてきた。

ところが、日本国憲法は、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定を置き、憲法第39条は二重の危険を禁止した。この憲法第39条により不利益再審は禁止され、再審は明確にえん罪被害者の救済の制度と位置付けられた。

このように、日本国憲法の制定に伴い、再審制度の理念が大きく変更されたにもかかわらず、現行刑事訴訟法は、不利益再審を廃止する以外は、旧刑事訴訟法の規定をそのまま受け継いでしまった。ここに、現行の再審制度がえん罪被害者の救済という重要な役割を果たせていない原因がある。

（2）再審法改正に向けた当連合会の活動

そこで、当連合会は、現行再審制度の運用改善、法改正の必要性等を指摘し、1962年（昭和37年）には「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」（昭和37年改正要綱）を発表し、さらに検討を重ねて1977年（昭和5

2年) 1月22日、「刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」(昭和52年改正案)を策定、公表するとともに、その実現のために努力してきた。

その後、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件のいわゆる死刑再審4事件の再審手続の進行に伴って、その身体拘束問題などが新たに法改正によって解決すべき課題として提起される等の状況のもとで、当連合会は、1985年(昭和60年)4月19日、上記改正案につき、その一部を修正することとし、これを修正案(昭和60年修正案)としてまとめ、さらに、法改正の必要性等を裏づける再審諸事件についての手続の進行、再審開始・棄却等の決定・判決が続出する状況のもと、1991年(平成3年)3月28日には、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」(平成3年改正案)を策定、公表した。

(3) 取り残された再審法改正

この間、通常審の手続に関しては、被疑者国選弁護制度の創設・拡充や、被疑者・被告人と弁護人との接見交通権について一定の改善がなされ、一部の事件に限定されており、内容的な問題もあるものの、取調べの可視化も一応実現した。また、極めて不十分ながらも、公判前整理手続の導入に伴う証拠開示制度の一部採用や、裁判員裁判を契機とする直接主義の復活は、調書裁判とそしられてきた近年の刑事裁判の状況を是正する役割を果たしつつある。

しかし、再審については、えん罪被害者救済の最終手段であるにもかかわらず、上記の通常審で行われた手続の改善すら行われておらず、1949年(昭和24年)に現行刑事訴訟法が施行されて以来、70年以上にわたり、一度の法改正もされず今日に至っている。

2 再審法改正の必要性和緊急性

(1) いわゆる「再審格差」

当連合会が平成3年改正案を公表した後、特に21世紀に入って以降、当連合会が支援する事件で再審開始決定が相次ぎ、そのうち足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件の6事件では再審により無罪判決が確定するなど、再審をめぐる動きが活発化した。

しかし、現行刑事訴訟法では、再審手続に関する規定は、旧刑事訴訟法からその内容を引き継いだ19か条しかなく(現行刑事訴訟法第435条ないし第453条)、とりわけ再審請求手続における審理の在り方については、現行刑事訴訟法第445条において、事実の取調べを受命裁判官又は受託裁

判官によって行うことができる旨が定められているだけで、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区々であり、えん罪被害者の救済に向けて能動的かつ積極的に活動する裁判所がある一方で、何らの事実取調べも証拠開示に向けた訴訟指揮もせず、それどころか進行協議期日すら設定せず放置したり、事前の予告もないまま再審請求棄却決定を再審請求人や弁護人に送達したりする裁判所もある。

このように、再審をめぐる動きが活発化する中で、いわゆる「再審格差」と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れるようになり、制度及び規定の不備が看過できない状態に至っていることが、より一層明らかとなっている。

(2) 再審における証拠開示

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが、再審における証拠開示である。

例えば、近年、再審において無罪判決が確定した布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件及び松橋事件では、通常審段階から存在していた証拠が再審請求手続又はその準備段階において開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させる大きな原動力となった。また、係属中の事件ではあるが、袴田事件、大崎事件、日野町事件、福井女子中学生殺人事件でも、再審請求手続における証拠開示が、（一部、取り消されたものがあるとはいえ）再審開始決定に大きく寄与している。なお、再審において無罪判決が確定した湖東事件では、再審公判の段階になって、警察から検察庁に送致されていなかった無罪方向の証拠が新たに開示されているが、再審無罪判決の言渡後に裁判長が行った説諭では、「本件再審公判の中で、15年の歳月を経て、初めて開示された証拠が多数ありました。そのうち一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されなかったかもしれません。」と述べられているほどである。このように、えん罪被害者の救済という再審の理念を実現するためには、通常審段階において公判に提出されなかった裁判所不提出記録を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が極めて重要である。

しかし、現行刑事訴訟法には、再審における証拠開示について定めた明文の規定は存在せず、裁判所の訴訟指揮に基づいて証拠開示が行われている。このように、証拠開示の基準や手続が明確でなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、裁判所の積極的な訴訟指揮によって重要かつ大量の証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に極めて消極的な態

度を取る裁判所もあるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。したがって、再審における証拠開示については、全ての裁判所において統一的な運用が図られるよう、その法制化が急務である。

なお、この問題に関しては、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正の時にも問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示・・・について検討を行うものとする。」と規定された。しかし、それから6年が経過したものの、再審における証拠開示については法制化の目処が全く立っていない状況にあることから、当連合会としては、改めてその実現を強く求める。

(3) 再審開始決定に対する検察官の不服申立て

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立ても看過できない問題である。

再審開始決定に対する検察官の不服申立てが、えん罪被害者の速やかな救済を阻害するという問題については、かねてより指摘されてきた。それでも、1990年代までは、再審開始決定に対する即時抗告が棄却された場合、特別抗告がなされることなく、そのまま再審開始決定が確定する場合が多かった。しかし、近年では、布川事件、松橋事件、大崎事件及び湖東事件において、再審開始を認める即時抗告審の決定に対して、検察官が最高裁判所に特別抗告を行っている。その結果、特別抗告審の判断がなされるまで再審開始決定が確定せず、えん罪被害者の救済が長期化しているし、大崎事件では、請求審の再審開始決定及びこれを維持した即時抗告審の決定がいずれも取り消される事態も生じており（最高裁判所令和元年6月25日決定・集刑326号1頁）、その弊害は顕著である。

このように、近年、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての在り方の変化によって、今まで以上にえん罪被害者の早期救済が妨げられる事案が発生しており、これを速やかに是正する必要性が高い。

(4) 再審請求手続の長期化と再審請求人の高齢化

再審請求手続は長期化する傾向にあることから、救済が遅延し、えん罪被害者本人や再審請求人であるえん罪被害者の親族の高齢化が進んでいる事件は多い。幾つか具体例を挙げると、以下のとおりである。

名張事件の再審請求人であった奥西勝さんは、1973年（昭和48年）4月15日から再審請求を始め、第7次再審請求において、2005年（平成17年）4月5日、名古屋高等裁判所で再審開始決定がなされたものの、

その後、取り消され、雪冤を果たすことなく、第9次再審請求中の2015年（平成27年）10月4日に89歳で死亡した。その後、奥西勝さんの遺志を受け継いだ妹によって、第10次再審請求が行われているものの、その妹も現在93歳となっている。

袴田事件の再審請求人であった袴田巖さんは、1981年（昭和56年）4月20日に第1次再審請求を行い、現在は袴田巖さんの姉が第2次再審請求を行っている。2014年（平成26年）3月27日には静岡地方裁判所で再審開始決定がなされたが、今も東京高等裁判所で審理が続いており、袴田巖さんは現在86歳、その姉も現在90歳となっている。

大崎事件の再審請求人である原口アヤ子さんは、1995年（平成7年）4月19日に第1次再審請求を行い、2002年（平成14年）3月26日に鹿児島地方裁判所で再審開始決定がなされたものの、その後、取り消された。その後の第3次再審請求では、2017年（平成29年）6月28日に鹿児島地方裁判所で二度目の再審開始決定がなされ、福岡高等裁判所宮崎支部もこれを支持したにもかかわらず、最高裁判所で取り消された。現在、第4次再審請求を行っているが、原口アヤ子さんは現在95歳となっている。

このように、えん罪被害者を救済するまでには、気が遠くなるほど長い時間がかかっているのが実情であり、えん罪被害者本人やその親族も相当の高齢となっている。えん罪被害者の救済のためには、もはや一刻の猶予もなく、速やかに再審法の改正が行われる必要がある。

3 小括

そこで、当連合会は、平成3年改正案までの到達点を踏まえつつ、その後の刑事手続の変化及び再審をめぐる動向をも勘案し、改めて「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（以下「改正案」という。）を策定、公表することとした。

第2 改正案の基本的な視点

改正案を策定するにあたっての基本的な視点は、以下のとおりである。

1 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大

再審請求に及ぶ事件の大部分は、現行刑事訴訟法第435条第6号を理由とするものであるが、その要件である新証拠の明白性につき、白鳥決定（最高裁判所昭和50年5月20日決定・刑集29巻5号177頁）及び財田川決定（最高裁判所昭和51年10月12日決定・刑集30巻9号1673頁）は、新証拠それのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して

判断すべきであり、この判断に際しても、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されると判示した。このように、白鳥・財田川決定は、えん罪被害者の救済という再審制度の理念を具体化する重要な意義を有するが、その後の裁判例を見ると、その意義が必ずしも適切に反映されていないものも見受けられることから、白鳥・財田川決定の趣旨を明文化することとした。

また、現行刑事訴訟法では、死刑の量刑を基礎付ける事実には誤認があることを理由とする再審（死刑の量刑再審）や、捜査や裁判の手続に憲法違反があることを理由とする再審（憲法違反を理由とする再審）が明文では認められていないが、これらも再審請求の理由に加えることとした。

2 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

最近、大崎事件、日野町事件及び飯塚事件において、確定判決に関与した裁判官や過去の再審請求に関与した裁判官が、当該事件の（新たな）再審請求で担当裁判官として審理や決定に関与していたことが明らかとなった。このことは、裁判所の判断の公正・適正さに疑念を抱かせるものであるから、除斥・忌避事由として明記することとした。

また、上記のとおり、現行刑事訴訟法では、再審請求手続における審理の在り方は裁判所の広範な裁量に委ねられているが、裁判所の職権行使が適切に行われなければ、裁判所の判断の公正・適正さが損なわれることになる。そこで、再審請求手続への再審請求人の積極的な関与を認めるとともに、裁判所の職権行使の在り方を市民の監視下におくため、少なくとも重要な手続は公開して行うことを明記することとした。

3 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備

再審の審理手続は、再審請求手続（再審請求に対する審理手続）と再審公判手続（再審開始決定確定後の公判手続）の2つの手続から成り立っており、いわゆる二段階構造をとっているが、日本の再審制度の運用を見ると、再審請求人にとって決定的に重要な意味を持つのは、第一段階の手続である再審請求手続である。そして、再審請求手続では、事実の取調べを主軸とした公判審理と同種の手続が実施されることも少なくない。

しかし、上記のとおり、現行刑事訴訟法では、再審請求手続における審理の在り方については、ほとんど規定がなく、再審請求人に対する手続保障を欠いている。えん罪被害者の救済という再審制度の意義・目的に照らせば、再審請求人の再審請求手続への関与を保障することこそ、適正手続を保障した憲法の理念に適合するものであるから、再審請求手続における再審請求人の主体的関

与を可能にするための手続規定を整備した。また、再審請求人の主体的な関与の前提として、弁護人による実効的な援助を受ける権利が保障されなければならないので、弁護人に関する規定も整備した。

4 再審における証拠開示制度の整備

再審における証拠開示の重要性は上述したとおりであり、再審請求人に対する手続保障を図り、その活動を実効あらしめるためにも、証拠開示制度の法制化が必要であることから、その規定を整備した。

また、証拠開示の前提として、記録及び証拠品の保管及び保存が適正に行われている必要があることから、それに関連する規定も整備した。

5 再審請求手続における検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

現行の再審制度が専らえん罪被害者の救済のためにのみ存在していることは、憲法上の要請に基づくものである。そもそも、現行の再審請求手続は職権主義構造がとられており、検察官は、公益の代表者として、裁判所が行う審理に協力すべき立場に過ぎない。したがって、再審請求手続における検察官の関与は、職権主義のもとで手続の主導権を有する裁判所が、適正な手続進行を図るために必要と認める限度においてのみ認められるべきものに過ぎず、検察官が通常審におけるのと同様に当事者的立場で積極的な主張立証活動を行うことは許されない。しかし、現実の再審事件の審理を見ると、あたかも検察官が再審請求人に対峙する対立当事者であるかの如く振る舞っている実情があることから、再審請求手続における検察官の役割を確認する規定を設けることとした。

また、現行刑事訴訟法のもとでは、検察官が当然のように再審開始決定に対して不服申立てを行っている実情があり、単なる前さばきの場に過ぎないはずの再審請求手続において、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが繰り返されることが、上述のとおり深刻な問題となっている。しかし、再審請求手続における検察官の役割や、えん罪被害者の速やかな救済という再審制度の理念に照らせば、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めるべきではないことから、これを禁止することとした。

6 刑の執行停止に関する規定の整備

刑の執行停止（死刑確定者に対する拘置の執行停止を含む。）については、刑の執行停止が検察官の判断又は裁判所の裁量に委ねられていること、再審請求中に死刑が執行される事件が生じていること、再審開始決定があった死刑確定者に対する拘置の執行停止について明文の規定がないなど、現行刑事訴訟法の規定は極めて不十分であることから、規定を整備することとした。

第3 改正案の要点とその理由

以上の視点に立って策定した改正案について、各条項の要点は以下のとおりである。なお、以下で言う「刑事訴訟法」及び「刑事訴訟法施行法」は、改正案を指す。

1 再審の理由（刑事訴訟法第435条、第437条）

(1) 再審開始要件（明白性）

現行刑事訴訟法第435条第6号は、無罪を言い渡すべき「明らかな証拠」をあらたに発見したことを再審の理由として定めている。しかし、「明らかな」という文言が証拠の「明白性」を厳格に解釈するよりどころとなり、無罪を推測するに足る「高度の蓋然性」が求められるなど、「疑わしいときは被告人の利益に」という原則の適用の障害になってきた。

上述のとおり、白鳥・財田川決定は、新証拠の「明白性」は、新証拠そのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されると判示した。しかし、その後の裁判例を見ると、文言上は白鳥・財田川決定を引用しつつ、新証拠を孤立的に評価したり、新証拠と立証命題を共通する旧証拠との関係でのみ再評価を行ったりする裁判例もある。また、新証拠によって旧証拠の証明力が減殺され、確定判決の有罪認定がそのままでは維持できないことを認めながら、確定判決の証拠構造を組み替えたり、別の旧証拠の証明力をかさ上げしたりするなどして、有罪認定を維持する裁判例もある。

そこで、白鳥・財田川決定の趣旨の明文化を図るという観点から、「明らかな証拠」という文言は、「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」と改めることとした（刑事訴訟法第435条第6号）。

(2) 死刑の量刑再審

死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰である点で、他の刑罰とは質的に異なることから、他の事件とは異なる特別な手続保障が要請される。したがって、死刑事件については、無罪を言い渡すべき場合に限らず、死刑の量刑を基礎付ける事実の誤認がある場合にも、再審が認められる必要がある。

この点については、現行刑事訴訟法の解釈としても、死刑の量刑を基礎付ける事実の誤認は「原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき」場合に該当するとの解釈は成り立ち得るが、文言上明確とはいえないので、死刑の量刑再審を再審の理由の一つとして追加することとした（刑事訴訟法第4

35条第8号)。

(3) 憲法違反を理由とする再審

捜査や裁判の手續に憲法違反があることが明らかとなった場合、そのこと自体を再審の理由となし得るかについては、現行法では必ずしも明確ではない。この点、菊池事件国家賠償請求訴訟判決（熊本地方裁判所令和2年2月26日判決・判例時報2476号44頁）は、菊池事件の審理が憲法第13条、第14条第1項に違反し、憲法第37条第1項、第82条第1項に違反する疑いがあることを認めつつも、これらの憲法違反があることのみで再審事由があると認めることはできないと判示している。

しかし、憲法上の手續規定は、適正な事実認定のために不可欠な権利を被告人に保障したものであるから、これらの権利が保障されなかったこと自体が事実誤認の徴表といえる。そもそも、憲法的価値が踏みにじられていることが明らかな場合に、再審でこれを是正しないことは、えん罪被害者の人権保障を目的とする現行の再審制度の理念にも反する。

そこで、憲法違反を理由とする再審を再審の理由の一つとして追加することとした（刑事訴訟法第435条第9号）。

(4) 確定判決に代わる証明

証拠の偽造や偽証等があったことを再審の理由とする場合、その証明は原則として確定判決によらなければならない（現行刑事訴訟法第435条第1号、第2号、第3号、第7号及び第436条第1項）。もっとも、確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができるが（現行刑事訴訟法第437条本文）、「証拠がないという理由によって確定判決を得ることができないとき」が除外されており（同条ただし書）、証拠不十分で無罪判決が言い渡された場合や不起訴処分となった場合もこれにあたるとする見解がある。

しかし、確定判決以外の証拠によって当該事実の証明ができる場合に、これを再審の理由から除外すべき理由はないので、現行刑事訴訟法第437条ただし書は削除することとした。

2 裁判所（刑事訴訟法第438条、第438条の2）

(1) 管轄裁判所

現行刑事訴訟法第438条は、「再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。」と定めている。そのため、現在は、確定判決を言い渡した審級の裁判所が、再審請求事件を管轄することとされている。

しかし、現行法の控訴審や上告審の性格上、事実審理に制約のある高等裁

判所や最高裁判所が第一次的に再審請求の可否を判断したり、再審開始決定が確定した後の再審公判を担当したりすることの妥当性には疑問がある。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められている現行制度の下では、高等裁判所が請求審となって行った再審開始決定を、即時抗告に代わる異議の申立てを受けた同じ高等裁判所の別の裁判体を取り消すという事態も発生しているが、かかる結論も理不尽である。

そこで、刑事訴訟法第435条に基づく再審請求において、確定判決が高等裁判所又は最高裁判所の場合の管轄を、当該事件の第一審に相当する裁判所とする旨のただし書を加えることとした（刑事訴訟法第438条）。

(2) 裁判官の除斥及び忌避

現行刑事訴訟法には、再審手続に関与する裁判官について除斥及び忌避に関する規定はなく、再審の目的となった確定判決に関与した裁判官は、当該再審請求に関する裁判に関与することを妨げないと解されている（最高裁判所昭和34年2月19日決定・刑集13巻2号179頁）。

しかし、白鳥・財田川決定によれば、新証拠の「明白性」は、新証拠そのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じるか否かによって判断することとされている。したがって、再審請求における審理の対象は、当該再審請求の審理で提出された新証拠のみならず、過去の審理（通常審及び過去の再審請求手続）で提出された旧証拠にまで及ばざるを得ないが、過去の審理に関与した裁判官は、自ら行った証拠評価の影響を払拭することが困難である。そもそも、確定判決の判断の誤りを指摘し、その是正を求める再審手続に、過去の審理（通常審及び過去の再審請求手続）に関与した当の裁判官が関与することは、裁判所の公平性・公正性に対する疑念を抱かせるものであるし、当の裁判官から有罪判決を受けた再審請求人からすれば耐え難いところである。

そこで、再審についても、除斥及び忌避の規定を設けることとした（刑事訴訟法第438条の2）。

3 再審請求権者等（刑事訴訟法第439条及び第439条の2）

(1) 再審請求権者

有罪判決を受けた者の親族は、事件発生当初から犯罪者の身内として世間の冷たい目にさらされており、その身分関係を隠して生活していることが少なくない。そのため、有罪の言渡を受けた者が死亡又は心神喪失の状態になったとしても、その親族が再審請求権者として再審の請求を行うことは極めて困難である場合が多い。そこで、現行刑事訴訟法第439条第1項第4号

を改正し、一定の親族に限らず、有罪判決を受けた者からあらかじめ指名を受けた者も再審請求権者に含めることとした。具体的には、長年再審請求を支援し続け、有罪判決を受けた者と信頼関係が構築できている者などを想定している。

また、確定判決が誤りである蓋然性が極めて高いにもかかわらず、現行刑事訴訟法第439条第1項第2号ないし第4号の規定による請求権者が存在しないために再審の請求ができない場合、法的には検察官が再審請求を行うことは可能であるが（現行刑事訴訟法第439条第1項第1号）、かかる場合に検察官が自ら再審請求を行うことは期待できない。そこで、刑事訴訟法第439条第1項第5号を追加し、検察官以外の公益的立場にある者として、当連合会及び弁護士会に再審請求権を付与することとした。

(2) 再審請求手続の受継

現行刑事訴訟法では、再審開始決定の確定後であれば、再審請求人が死亡し、又は心神喪失となった場合でも、再審の審判（再審公判）を行うことができるかとされているが（現行刑事訴訟法第451条第2項ないし第4項）、再審請求手続中（再審開始決定の確定前）に再審請求人が死亡した場合の規定がない。そのため、現在の再審実務では、再審請求人の死亡後間もなく、手続の終了決定がなされて再審請求手続は終結するのが一般的である（東京高等裁判所昭和42年6月7日決定・下刑集9巻6号815頁、最高裁判所平成16年6月24日決定・集刑285号501頁など参照）。

しかし、有罪の言渡を受けた者が死亡した後であっても再審の請求が可能とされているのは、再審が単に誤判による刑の執行からの解放のみを目的とするのではなく、誤判を是正し、その名誉を回復することを目的としているためである。また、再審請求人が死亡したことによって手続が当然に終了するという実務運用になっているのも、その場合の規定がないからに過ぎず、必ずしも論理的な帰結ではない。そうだとすれば、再審請求人が死亡した場合の再審請求手続の帰趨について規定を設け、これまでの主張立証の成果を利用して手続を続行させることとするのが、えん罪被害者の早期救済という観点から見て妥当であるし、訴訟経済にも適う。

そこで、再審請求人が死亡した後、6か月以内に、再審請求権者（刑事訴訟法第439条第1項第3号ないし第5号）から受継の申立てがあったときは、当該再審請求手続を受継できるとの規定を設けることとした（刑事訴訟法第439条の2第1項）。なお、上記期間内に受継の申立てがないときは、再審請求手続を終結することとするが（刑事訴訟法第439条の2第2項本

文)、弁護人が選任されている場合には、弁護人が対応することによって再審請求手続の進行に支障は生じないので、再審請求手続は継続することとした(同項ただし書)。

4 弁護人(刑事訴訟法第440条)

(1) 国選弁護人

現行刑事訴訟法第440条第1項は、検察官以外の者が再審請求する場合の弁護人選任権を定めているが、国選弁護人制度は認められていない。しかし、再審請求をするためには、事実上・法律上の主張を構成したり、新証拠を収集したりする必要があるが、再審請求人は、法的知識が十分でないことに加え、身体拘束を受けている場合が多いことなどもあって、独力でこれらの作業を行うことは困難である。そこで、再審請求人に弁護人による実効的な援助を受ける権利を保障するために、国選弁護人制度を設けることとした。

国選弁護人は、再審請求人が再審請求を行った後、その請求によって裁判所が選任することとした。選任の要件としては、「貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき」としたが、再審請求が不適法であるとき又は再審請求に理由がないことが明らかとなるときまで国選弁護人を選任することは相当でないので、その旨のただし書を設けた(刑事訴訟法第440条第2項)。ただし、死刑確定者については、死刑が執行されると取り返しがつかないという特殊性があるため、請求の有無にかかわらず、国選弁護人の選任を義務付けることとした(刑事訴訟法第440条第3項)。

また、再審請求準備段階においても、弁護人を選任できることを明記するとともに(刑事訴訟法第440条第1項)、一定の条件を満たした場合には、国選弁護人を選任することとした(刑事訴訟法第440条第4項)。ただし、死刑確定者については、上記の同様の理由により、請求があれば、再審請求準備段階においても国選弁護人の選任を義務付けることとした(刑事訴訟法第440条第5項)。

国選弁護人の人数については、再審請求やその準備の困難性に鑑み、請求により又は職権で必要な数の弁護人を附することができるものとした(刑事訴訟法第440条第6項)。なお、被疑者や被告人の場合、国選弁護人は、裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士の中から選任することが原則とされるが(現行刑事訴訟規則第29条第1項本文)、再審請求人や再審請求準備中の者の場合に上記の規定が適用されると、地域によっては国選弁護人の選任に困難を来すことも予想される。したがって、国選弁護人制度を導入するにあたっては、地方裁判所の管轄区

域にとらわれず、より広域的な単位での選任を可能にするよう、上記規則について必要な改正を行うことも検討すべきである。

ところで、弁護人選任の効力が及ぶ時期について、現行刑事訴訟法第440条第2項は「再審の判決があるまで」と規定しているが、これが再審請求手続の各審級の判断を指すのか、再審公判における判決を指すのかが明確ではない。再審請求手続中に再審請求人が死亡した場合でも、弁護人が選任されている限り、再審請求手続は終結しないものとしたこと（刑事訴訟法第439条の2第2項ただし書）、再審開始決定確定後、再審の判決がある前に、有罪の言渡を受けた者が死亡した場合でも、再審の審判が行われること（現行刑事訴訟法第451条第2項ないし第4項）に照らせば、当該再審請求に関する一連の手続（再審公判を含む。）が終結するまでは弁護人選任の効力が及ぶこととするのが適切と思われるので、弁護人選任の効力が及ぶ時期は「当該再審の請求に係る再審の審判が確定するまで」とした（刑事訴訟法第440条第7項）。ただし、再審事件の場合、弁護人として活動する期間が極めて長期に及ぶことも少なくないが、国選弁護人にとっては、その負担が過重となることもあるため、やむを得ない事情があれば途中で解任できることとした（刑事訴訟法第440条第8項による現行刑事訴訟法第38条の3の準用）。

(2) 接見交通権

現行刑事訴訟法には、再審請求及びその準備段階における被収容者たる再審請求人と弁護人との秘密交通権を保障する規定がなく、その不当性はしばしば指摘されているところである。この点、最高裁判所平成25年12月10日判決・民集67巻9号1761頁は、死刑確定者である再審請求人と再審請求弁護人との間には、再審請求前の打合せの段階にあっても、秘密面会の利益があると判示するものの、その権利性が明確ではない。

そこで、再審請求及びその準備段階における弁護人との秘密交通権の保障や、弁護人の権限及び資格等について、通常審の規定を準用する規定を設けることとした（刑事訴訟法第440条第8項）。

5 再審請求理由の明示と追加（刑事訴訟法第441条の2）

現行刑事訴訟法には、再審請求の方式に関する規定がないため、その理由を記載した趣意書を提出しなければならないこととした（刑事訴訟法第441条の2第1項。なお、現行刑事訴訟規則第283条参照）。

ところで、実際の事件では、再審請求を行った後に、新たな証拠が発見、開示され、これに基づく新たな再審の理由が判明する場合もあるが、これを追加、

変更することができるかについては、現行刑事訴訟法に規定がない。そこで、審理を終結するまでの間（即時抗告がなされた場合には、抗告審の審理を終結するまでの間）は、書面によって、再審請求の理由を追加、変更することができることとした（刑事訴訟法第441条の2第2項及び第3項）。

6 再審請求の取下げ（刑事訴訟法第443条）

現行刑事訴訟法第443条第2項は、「再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。」と規定する。しかし、ここでいう「同一の理由」が具体的に何を指すのかが一義的に明確ではない。

これについては、「再審請求人の主張する具体的な事実関係及び証拠関係がともに同一であること」を意味すると解すべきであるから、文言上もそのことが分かるように改正することとした（刑事訴訟法第443条第2項）。

7 記録及び証拠品の保管及び保存（刑事訴訟法第196条の2ないし第196条の4、第246条及び第444条の2ないし第444条の4）

(1) 総論

再審における証拠開示や、検証、鑑定等の事実取調べを適切に実施するためには、その前提として、記録及び証拠品の保管及び保存が適正に行われていることが必要である。

しかし、現行法では、刑事確定訴訟記録法に確定記録の保管及び保存に関する規定があるにとどまり、裁判所不提出記録や証拠品に関しては、その保管及び保存に関する法令上の根拠はなく、法務大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）に基づいて行われている。また、保管及び保存の要否及び期間並びに閲覧請求に対する許否の判断も、全て検察官に委ねられている。さらに、現在の実務では、全ての証拠が警察から検察官に送致されておらず、そもそも、いかなる証拠が、どこで、どのように保管されているのかも統一的に把握されていない状況にある。したがって、記録及び証拠品の保管及び保存については、法令によって明確な規定を設けることが必要である。

なお、記録及び証拠品の保管及び保存の問題は再審に限った問題ではなく、特に証拠の適正保管や証拠目録の作成は、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審手続という刑事手続の全過程において問題となることから、刑事確定訴訟法の改正のほか、刑事訴訟法第一編（総則）の改正によることも考えられる。しかし、このような改正となると、大がかりな改正とならざるを得ないため、再審法改正の必要性和緊急性を踏まえ、本意見書では、まずは再審事件における証拠の保管及び保存に特化した形で（いわば刑事確定訴訟記録法の

特則として）、刑事訴訟法第四編（再審）中に規定を設けることとした。

(2) 捜査に関する記録の作成、捜査に関する記録の目録及び証拠目録の作成及び送付、書類及び証拠物の適正保管

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、全ての記録及び証拠品の存在及び内容を把握しておく必要がある。そして、そのためには、捜査に関する記録や、捜査に関する記録の目録及び証拠目録（犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した全ての書類及び証拠物の目録）が作成され、全ての書類及び証拠物が適正に保管され、これらが警察から検察官に送付されることが必要であることから、そのことを明記した。

なお、これらのことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審手続を通じて一貫して求められることであり、これらの全ての手続に妥当する統一的な規定を設けるべきであることから（当連合会の2014年（平成26年）5月8日付け「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）、刑事訴訟法第二編（第一審）の第一章（捜査）中に規定を設けることとした（刑事訴訟法第196条の2ないし第196条の4、第246条）。

(3) 裁判所不提出記録及び証拠品の保管及び保存

裁判所不提出記録及び証拠品の保管及び保存については、根拠規定が法務大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）しかないので、法令上の根拠を設けることとした（当連合会の2019年（令和元年）5月10日付け「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」参照）。なお、証拠品の中には、還付対象となるもの（以下「還付対象証拠品」という。）と、還付対象とならないもの（没収の裁判、所有権放棄又は現行刑事訴訟法第499条第3項の規定により国庫に帰属したもの。以下「還付対象外証拠品」という。）の2つの類型があり、本意見書では、両者について共通の規定を設けた上で、還付対象証拠品についての特則を規定するという形を取っているが、以下では便宜上、2つの類型に分けて説明する。

まず、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品については、検察官に対し、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録（保管記録）と同一の期間（具体的には、刑事確定訴訟記録法第2条第2項及び別表の「二 裁判書以外の保管記録」で定める期間）、保管を義務づけることとした（刑事訴訟法第444条の2本文）。また、検察官は、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを保存するものとし、この保存期間は延長することができるものとした（刑事訴訟法第444条の3第1項及び第4項。なお、

刑事確定訴訟記録法第3条参照)。さらに、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、検察官に対し、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品の保存又は保存期間の延長を請求できることとし(刑事訴訟法第444条の3第2項及び第4項)、検察官がこれに応じないときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとした(刑事訴訟法第444条の4。なお、刑事確定訴訟記録法第8条参照)。

これに対し、還付対象証拠品については、その所有者の利益との調整が必要となる。そのため、還付対象証拠品については、検察官に対して保管を義務づける期間を、当該刑事被告事件に係る訴訟の終結後、6か月間とした(刑事訴訟法第444条の2第2項ただし書)。ただし、還付対象証拠品について、検察官が再審の手続のため保存の必要があると認めるときは保管期間満了後も保存すること、この保存期間は延長することができること、再審を請求しようとする者等が検察官に対して保存又は保存期間の延長を請求できることは、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品と同様である(刑事訴訟法第444条の3。なお、刑事確定訴訟記録法第3条参照)。なお、検察官が保管・保存することとされた還付対象証拠品については、検察官に保管・保存の権限があることの反面として、検察官は、当該証拠品の所有者から還付請求があっても、これを拒絶しなければならない。そのため、検察官がこれらの処分を行うにあたっては、当該証拠物の所有者の意見を聴かなければならないこととした(刑事訴訟法第444条の3第5項)。そして、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者若しくはこれらの者の弁護人又は当該証拠品の所有者は、当該証拠品の保存に関する検察官の処分に対して不服があるときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとし(刑事訴訟法第444条の4第1項及び第2項。なお、刑事確定訴訟記録法第8条参照)、裁判所は、決定をするにあたっては、相手方の意見を聴かなければならないこととした(刑事訴訟法第444条の4第3項)。なお、「処分・・・の変更」(刑事訴訟法第444条の4第1項)とは、例えば、還付対象証拠品のうち生体試料その他の証拠品に限り、鑑定に必要な限度で保存を命じることなどが考えられる。

8 再審請求の審理手続(刑事訴訟法第445条ないし第445条の8及び第445条の14ないし第445条の16)

(1) 総論

現行刑事訴訟法では、再審請求手続における審理の在り方については、ほとんど規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区々であって、裁判所の姿勢によっ

て審理の在り方が大きく左右されるなど、いわゆる「再審格差」と呼ばれるような裁判所ごとの格差が顕著となっている。

そこで、裁判所の公正・適正な判断を担保し、再審請求手続における再審請求人の主体的関与を可能にするために、再審請求手続の審理手続に関する規定を設けることとした。

(2) 再審請求手続期日

再審請求の審理は、原則として再審請求手続期日を開いて行うこととした。ただし、再審請求が不適法であるとき又は再審請求に理由がないことが明らかなきは、再審請求手続期日を開くことなく、書面審理の方法で再審請求の審理を行うことができることとした（刑事訴訟法第445条第1項）。

再審請求手続期日を開いて再審請求の審理を行う場合、初回の期日は、原則として再審請求がされたときから2か月以内の日を指定し（刑事訴訟法第445条第2項）、関係者に通知することとした（刑事訴訟法第445条の2第1項）。なお、再審請求手続期日には、再審請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人は出席する権利を有するが、検察官は、上述した再審請求手続における検察官の役割に鑑み、裁判所が必要と認めたときに限り出席できるものとした（刑事訴訟法第445条の2第2項及び第3項）。

その他、再審請求手続期日に関しては、期日調書の作成（刑事訴訟法第445条の3）、手続指揮権（刑事訴訟法第445条の4）、受命裁判官による手続（刑事訴訟法第445条の5）に関する規定を設けることとした。

(3) 再審請求の理由の陳述

初回の再審請求手続期日では、裁判所は、再審請求をした者及び弁護人に対して、再審請求の理由について陳述する機会を与えなければならないものとした。なお、この手続は、公開の法廷で行わなければならないこととした（刑事訴訟法第445条の6）。

(4) 事実の取調べ

裁判所は、再審請求について判断するにあたり、必要がある場合には、事実の取調べを行うことができるが（現行刑事訴訟法第43条第3項）、再審請求をした者及び弁護人に対しても、事実の取調べを請求する権利を保障することとした。他方、検察官に対しては、上述した再審請求手続における検察官の役割に鑑み、これを認めないこととした（刑事訴訟法第445条の7第1項）。

同様の理由により、再審請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人に対しては、事実の取調べへの立会権を保障する一方、検察官に対しては、こ

れを認めないこととした（刑事訴訟法第445条の8第1項）。ただし、裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官を、事実の取調べに立ち会わせ、証人の尋問の場合には、その証人の尋問をさせることができるものとした（刑事訴訟法第445条の8第2項）。

また、必要かつ十分な事実の取調べが行われるよう、事実の取調べは、真実を発見するため、裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について行われなければならないことを明記した（刑事訴訟法第445条の7第2項）。

その他、事実の取調べに関しては、受命裁判官又は受託裁判官によって事実の取調べを行うことができること（刑事訴訟法第445条の7第3項。現行刑事訴訟法第445条と同旨）、証人尋問、検証及び鑑定は、原則として公開の法廷で行わなければならないこと（刑事訴訟法第445条の8第3項）を規定した。

(5) 意見の陳述

事実の取調べを行ったときは、再審請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人に対して、事実の取調べの結果に基づいて意見を陳述する機会を保障することとした。他方、検察官に対しては、上述した再審請求手続における検察官の役割に鑑み、これを認めないこととした（刑事訴訟法第445条の14第1項）。ただし、裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官に意見の陳述をさせることができるものとした（刑事訴訟法第445条の14第2項）。

また、この手続は、公開の法廷で行わなければならないこととした（刑事訴訟法第445条の14第3項）。

なお、現行刑事訴訟規則第286条の規定は、上記の意見陳述の機会が保障されれば不必要となる。

(6) 審理の終結及び決定日の告知

裁判所は、再審請求の審理を終えるときは、原則として、相当の猶予期間を置いて、審理終結日を定めることとし（刑事訴訟法第445条の15）、決定日の1か月前までに、関係者に対して決定日を告知しなければならないこととした（刑事訴訟法第445条の16）。

9 証拠開示（刑事訴訟法第444条の5及び第445条の9ないし第445条の13）

(1) 総論

再審における証拠開示については、再審請求手続外における証拠の閲覧・謄

写と、再審請求手続における証拠開示に分けて規定することとした（当連合会の２０１９年（令和元年）５月１０日付け「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」参照）。

(2) 再審請求手続外における証拠の閲覧謄写

再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、刑事確定訴訟記録法に基づいて確定記録の閲覧謄写を行うことができるが、それ以外に裁判所不提出記録及び証拠品の閲覧謄写を行うことができることとした（刑事訴訟法第４４４条の５）。

このうち証拠品については、客観性が高いこと、証拠品の種類によっては紛失、廃棄、汚染、劣化等の危険があること、所有者に対する還付がなされる可能性があることから、再審請求手続外であっても、特に制限なく閲覧を認めることとした。

他方、裁判所不提出記録については、過去の審理（通常審及び過去の再審請求手続）で開示された記録（証拠や証拠の一覧表等）は、その閲覧謄写を認めることに弊害はなく、必要性も高いことから、当該記録に限り、再審請求手続外であっても閲覧謄写を認めることとした。

(3) 再審請求手続における証拠開示

① 証拠開示の対象となる証拠の存否に関して、裁判所、検察官及び弁護人が共通認識を持つことができるよう、裁判所は、再審請求人又は弁護人から請求があったときは、検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じることとした（刑事訴訟法第４４５条の９）。

② 証拠開示の対象となる証拠は、必要性や重要性の高い一定類型の証拠と、再審請求手続における請求人又は弁護人の主張立証に関連する証拠とし、裁判所は、再審請求人又は弁護人から請求があれば、相当でないと認めるときを除き、決定で、検察官に対して、証拠開示を命じなければならないものとした（刑事訴訟法第４４５条の１０）。

なお、この決定に対しては、即時抗告をすることができることとしたので、決定には理由を付す必要がある（現行刑事訴訟法第４４条第１項）。

③ 検察官が「不見当」、「不存在」と回答していた証拠について、後日、その存在が明らかになる場合が見受けられることから、証拠開示に関する命令の対象となる証拠の存否を早期に確定させるべく、裁判所は、検察官に対し、証拠の存否を調査し、その結果を回答することを命ずることができるようにした（刑事訴訟法第４４５条の１１）。

このうち、第1項は特定の範囲の（一定のカテゴリーに属する）証拠についての存否調査を、第2項は特定の証拠についての存否調査を、それぞれ命ずるものである。

- ④ 再審事件の場合、事件発生からかなりの年月が経過していることが多く、鑑定試料の汚染や劣化等が生じる危険性は、類型的に高いと言える。そこで、裁判所は、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があるときは、証拠開示の準備的行為として、鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができるようにした（刑事訴訟法第445条の12）。
- ⑤ 裁判所は、必要があるときは、訴訟指揮権の一環として、検察官に対し、証拠の開示やこれに関連する事項を命ずることができる和解されるが、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合があることから、証拠開示に関する裁判所の一般的な権限を明記することとした（刑事訴訟法第445条の13）。

10 請求棄却の決定（刑事訴訟法第447条）

現行刑事訴訟法第447条第2項は、再審の請求を棄却する決定があったときは、「同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。」と規定している。しかし、ここでいう「同一の理由」が具体的に何を指すのかが一義的に明確ではなく、累次の再審請求が行われている場合に、過去の再審請求において主張した事由と同一の事由を主張することが、これに抵触すると解される懸念がある。

これについては、「再審請求人の主張する具体的な事実関係及び証拠関係がともに同一であること」を意味すると解すべきであるから、文言上もそのことが分かるように改正することとした（刑事訴訟法第447条2項）。

11 刑の執行停止（刑事訴訟法第442条及び第448条）

(1) 再審請求段階における刑の執行停止

現行刑事訴訟法第442条は、再審請求段階における刑の執行停止について、検察官の権限としているが、裁判所も、刑の執行停止ができることとし、裁判所の職権によって行うほか、再審請求人等も刑の執行停止を請求できることとした（刑事訴訟法第442条第2項）。なお、執行停止の対象となる刑の中には、死刑確定者に対する拘置（刑法第11条第2項）も含まれると解されるが、この点については解釈に争いがあるので、疑義をなくすために、確認的に規定することとした（刑事訴訟法第442条第1項ただし書、第2項及び第4項）。

再審請求段階における刑の執行停止は、原則として裁量的なものとした。ただし、死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰である点で、他の刑罰とは質的に異なることから、他の事件とは異なる特別な手続保障が要請される。そこで、死刑確定者について再審の請求がされたときは、必要的に刑の執行を停止することとし（ただし、拘置の執行停止は、裁量的に行うことができるとするにとどめた。）、その終期も「再審の請求についての裁判が確定するまで」とした（刑事訴訟法第442条第3項及び第4項）。

(2) 再審開始決定に伴う刑の執行停止

現行刑事訴訟法第448条第2項は、裁判所は、「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行をすることができる。」と規定している。しかし、再審開始決定によって、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じているのであるから、刑の執行を継続することは許されないと言ふべきである。

そこで、再審開始の決定をしたときは、原則として、必要的に刑の執行（死刑確定者については拘置の執行）を停止することとした（刑事訴訟法第448条第2項本文及び第3項本文）。ただし、再審開始決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、裁量的に、刑の執行は停止しないことができることとし（刑事訴訟法第448条2項ただし書）、死刑の量刑を基礎付ける事実誤認があることを理由として再審開始決定がなされたとき（死刑の量刑再審）は、裁量的に、拘置の執行を停止しないことができることとした（刑事訴訟法第448条第3項ただし書）。

1 2 不服申立て（刑事訴訟法第450条ないし第450条の3）

(1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

現行刑事訴訟法第450条は、再審開始決定に対して検察官が即時抗告することを認めている。

しかし、再審開始決定がなされたということは、確定判決の有罪認定に対して合理的な疑いが生じたということであるから、誤判を是正する必要性に比べて確定判決を維持しておくべき利益は減少しているといえる。また、仮に再審開始決定に対する不服申立てが禁止されたとしても、再審公判において確定判決の正当性を主張する機会は保障されているのであるから、特段の問題は生じない。この点、実体的真実主義を貫くドイツでも、1964年（昭和39年）に再審開始決定に対する検察官の即時抗告は禁止されている。

ちなみに、付審判請求手続の場合、裁判所が付審判の請求に理由があると判断したときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する旨の決定をし（現行刑事訴訟法第266条第2号）、この決定があったときは、その事件につい

て公訴の提起があつたものとみなされる（現行刑事訴訟法第267条）。そして、最高裁判所昭和52年8月25日決定・刑集31巻4号803頁は、その決定に不服がある者は、審判に付された被告事件の訴訟手続において、その瑕疵を主張することができるとして、付審判決定に対して特別抗告をすることはできないと判示している（その判示内容に照らせば、通常抗告も許されないと解される。）。この趣旨は、再審請求手続にも妥当するのであって、検察官は、再審開始決定に対して不服があっても、再審公判において、その瑕疵を主張することができるのであるから、再審開始決定に対する不服申立ては認めるべきではない。

そこで、即時抗告の対象となる決定から再審開始決定を除外し、再審開始決定に対する検察官の即時抗告を禁止することとした（刑事訴訟法第450条第1項）。また、即時抗告審において再審開始決定がなされた場合に、検察官が特別抗告することができるのとすると、上記の趣旨が没却されることから、再審開始決定に対する検察官の特別抗告も禁止することとした（刑事訴訟法第450条の3）。

(2) 不服申立期間

現行刑事訴訟法では、再審請求棄却決定に対する不服申立期間は、即時抗告（又はこれに代わる異議申立て）が3日間、特別抗告が5日間と非常に短く（現行刑事訴訟法第422条及び第433条第2項）、その不服申立期間内に提出すべき申立書には、不服申立ての理由も記載しなければならないとされているため、著しくタイトなスケジュールを強いられている。しかも、決定書が再審請求人と弁護人との双方に日を異にして送達された場合、上記の不服申立期間は再審請求人に送達された日から起算することとされており、決定書が被収容者である再審請求人に先に送達された場合、弁護人がその事実を知るよりも前に不服申立期間が起算するので、同期間内に不服申立てを行うことに困難を来すことになる。これでは、再審請求人の不服申立権が実質的に保障されていないことになる。

そこで、再審請求棄却決定に対する不服申立てについては、通常審における控訴、上告の場合と同様、不服申立期間を14日間と定め（刑事訴訟法第450条第2項及び第6項）、不服申立ての理由を記載した抗告趣意書の提出期間は、原則として不服申立てを行つた後30日以内とするが（刑事訴訟法第450条第3項及び第6項）、この期間は延長することができることとした（刑事訴訟法第450条第4項及び第6項）。また、これに伴い、再度の考案に関する現行刑事訴訟法第423条第2項の「申立書」を「抗告趣意

書」と読み替えることとした（刑事訴訟法第450条第5項及び第6項）。

(3) 即時抗告審の審理手続並びに再審開始決定に伴う刑及び拘置の執行停止

即時抗告審の審理手続については、請求審の審理手続に関する規定を、即時抗告審において再審開始決定を行う場合の刑及び拘置の執行停止については、請求審における再審開始決定に伴う刑及び拘置の執行停止に関する規定を、それぞれ準用することとした（刑事訴訟法第450条の2）。

1 3 再審公判（刑事訴訟法第451条の2）

現行刑事訴訟法には、再審公判の審理の進め方について明文の規定はない。これについては、破棄差戻しを受けた裁判所の審理の場合に準じ、概ね公判手続更新の際と同様な手続をすれば足りるとする見解（いわゆる続審説）が一般的であるが（もっとも、これと異なる審理方式をとった例もある。）、再審請求手続において取り調べた証拠については、改めて当事者から証拠調べ請求を行い、証拠の採否の手続を行うこととされている。

しかし、白鳥・財田川決定によれば、新証拠の「明白性」は、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じるか否かによって判断することとされており、再審請求手続では、すでに実体的な審理がなされている。そして、再審請求手続において提出された証拠のうち事実の取調べの対象となったものは、適法な手続を経て、裁判所の判断の基礎とされている。このような手続を経て、裁判所が確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じたと判断して再審開始決定を行い、再審公判に至っている以上、再審公判においても、それまでの審理の結果は尊重されるべきであって、その蒸し返しを認めるべきではない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済を図るためにも、再審請求手続において取り調べられた証拠については、再審公判でも当然に取り調べることにすべきであって、その限度で伝聞法則（現行刑事訴訟法第320条第1項）の適用を除外することとした。もっとも、本意見書では、再審請求手続における検察官の関与は裁判所が必要と認める限度でのみ認めることとしていること、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止していることから、再審公判において証拠の証明力を争う権利は保障することとした（刑事訴訟法第451条の2）。

1 4 再審請求の費用補償（刑事訴訟法第188条の7及び第188条の8）

現行刑事訴訟法第188条の2は、「無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用の補償をする。」と規定しているが、判例によれば、再審請求手続において要した費用は、同条項に

よる補償の対象とならないとされている（最高裁判所昭和５３年７月１８日決定・刑集３２巻５号１０５５頁）。

しかし、１９７６年（昭和５１年）に刑事訴訟法第１６章（費用の補償）が新設された趣旨は、「無罪の確定判決を受けた者に対し、公訴の提起から裁判の確定に至るまでに要した防御のための費用を補償する」ことにある（１９７６年（昭和５１年）５月１３日参議院法務委員会における稲葉修法務大臣の趣旨説明）。そうだとすると、再審における無罪判決の確定に至る一連の手続の中において、最も重要な位置づけを持つ再審請求手続の費用を含まないとする合理的理由は存しない。

そもそも、再審を通じて無罪判決が確定するに至った事例を見ると、当事者による立証活動及び裁判所による審理の大部分は、再審請求手続において行われていると言っても過言ではなく、再審請求手続において要した費用を対象から除外したのでは、無罪判決確定までの費用の多くの部分が補償の対象外とされることになる。

そこで、再審請求手続の費用も補償の対象であることを明示し、これに伴う関連規定の整備をすることとした（刑事訴訟法第１８８条の７、８）。

１５ 旧法事件についての異議の申立（刑事訴訟法施行法第３条の２）

現行刑事訴訟法施行前に公訴の提起があった事件（旧法事件）の再審請求については、旧刑事訴訟法及び刑事訴訟法応急措置法のみが適用され、現行刑事訴訟法第４２８条第２項は準用されないというのが判例である（最高裁判所昭和３７年１０月３０日決定・刑集１６巻１０号１４６７頁〔吉田岩窟王事件〕、最高裁判所平成２年１０月１７日決定・刑集４４巻７号５４３頁〔山本老事件〕）。

しかし、現行刑事訴訟法第４２８条第２項の準用を認めないことは、事実問題に関する高等裁判所の判断に対して一切の不服申立てを認めないことを意味し、控訴裁判所の決定に対して事実審の機能をも有していた大審院への即時抗告を認めていた旧刑事訴訟法に照らしても合理的な理由を見出し得ない。

そこで、旧法事件についての刑事訴訟法施行法中の特例の条文に現行刑事訴訟法第４２８条第２項の規定を付加し、この点を改めることとした（刑事訴訟法施行法第３条の２）。

以 上

刑事訴訟法等改正案 新旧対照表

現行法	改正案
【刑事訴訟法】 第一編 総則 第十六章 費用の補償 (刑事補償法の例) 第百八十八条の七 補償の請求その他補償に関する 手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、 補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又 は被告人であつた者の相続人に対する補償につい ては、この法律に特別の定めがある場合のほか、 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に 規定する補償の例による。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	【刑事訴訟法】 第一編 総則 第十六章 費用の補償 (再審請求の費用補償) 第百八十八条の七 <u>再審開始の決定が確定したとき は、国は、当該事件につき再審の請求をした者に 対し、その再審の請求についての裁判に要した費 用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の 責めに帰すべき事由によつて生じた費用について は、補償をしないことができる。</u> ② <u>前項の補償は、再審の請求をした者の請求によ り、再審開始を決定した裁判所（抗告裁判所が再 審開始の決定を行つたときは第一審の裁判所）が 決定をもつてこれを行う。</u> ③ <u>前項の請求は、再審開始の決定が確定した後三 年以内にこれをしなければならない。</u> ④ <u>補償に関する決定に対しては、即時抗告をする ことができる。</u> ⑤ <u>第一項の規定により補償される費用の範囲につ いては、再審の請求の理由に該当する証拠又は証 拠資料を裁判所に提出するために要した費用、再 審の請求をした者若しくはその弁護人であつた者 又は有罪の言渡を受けた者が再審請求手続期日に 出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁 護人であつた者に対する報酬とし、その額に関し ては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、再審 の請求をした者又は有罪の言渡を受けた者につい ては証人、弁護人であつた者については弁護人に 関する規定を準用する。</u> <u>(刑事補償法の準用)</u>

第二編 第一審 第一章 捜査 (新設)	<u>第百八十八条の八 補償の請求その他補償に関する 手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、 補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若 しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者 の相続人に対する補償については、この法律に特 別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二 十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例に よる。</u> 第二編 第一審 第一章 捜査 (捜査に関する記録及びその目録の作成) <u>第百九十六条の二 検察官、検察事務官及び司法警 察職員は、犯罪の捜査において、捜査に着手して から終了するまでの全ての過程について、次の各 号に掲げる記録（以下「捜査に関する記録」とい う。）を作成しなければならない。</u> 一 <u>捜査の端緒に関する記録</u> 二 <u>立件に至る経緯に関する記録</u> 三 <u>基本的捜査方針の策定に関する記録</u> 四 <u>捜査資料の収集過程及び収集した資料の検査 （鑑定及び鑑識を含む。）、保管及び利用に関す る記録</u> 五 <u>被疑者の身体拘束手続に関する記録</u> 六 <u>取調状況報告書</u> 七 <u>捜査本部を設置した場合には捜査本部日誌及 び捜査本部会議録</u> 八 <u>任意捜査の経緯並びにその実施した内容及び 結果に関する記録</u> 九 <u>強制捜査の経緯並びにその実施した内容及び 結果に関する記録</u> 十 <u>その他前各号に掲げるものに類する記録</u> <u>② 司法警察員は、第二百四十六条第一項の規定に 基づき事件を検察官に送致するときに、全ての捜 査に関する記録の目録を作成しなければならない い。</u> <u>③ 検察官は、自ら作成した全ての捜査に関する記 録の目録を作成しなければならない。</u>
------------------------------------	---

(新設)	<u>(証拠目録の作成)</u> <u>第百九十六条の三 検察官及び司法警察員は、犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した全ての書類及び証拠物について、証拠目録を作成しなければならない。</u> <u>② 前項の証拠目録には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</u> <u>一 証拠物 品名、数量及び保管場所</u> <u>二 書類 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数及び要旨</u>
(新設)	<u>(証拠の適正な保管)</u> <u>第百九十六条の四 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した書類及び証拠物を、紛失し、滅失し、毀損し、又は変質する等しないように注意し、その証拠価値を保全するために適切な方法で、適正に保管しなければならない。</u> <u>② 検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、司法警察職員が行う証拠の保管を適正にするため必要な一般的指揮をすることができる。</u> <u>③ 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、証拠物について、将来の鑑定等に備えて、適切に保管しなければならない。</u>
(司法警察員の事件送致) 第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。 (新設) 第四編 再審	(司法警察員の事件送致) 第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。 <u>② 司法警察員は、前項の送致をする際には、捜査に関する記録の目録及び証拠目録をあわせて送付しなければならない。</u> 第四編 再審

(新設) (再審請求の理由①) 第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。 一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。 二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。 三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。 四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。 五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。 六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。 七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。 (新設)	<u>第一章 再審の請求</u> <u>(再審のできる判決・再審の理由(一))</u> 第四百三十五条 (現行法通り) 一 (現行法通り) 二 (現行法通り) 三 (現行法通り) 四 (現行法通り) 五 (現行法通り) 六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき<u>事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。</u> 七 (現行法通り) 八 死刑の言渡を受けた事件について、刑の加重
---	---

(新設) (再審請求の理由②) 第四百三十六条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。 一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。 二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。 ② 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。 ③ 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。 (確定判決に代わる証明) 第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。 (再審請求の管轄) 第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。	<u>減免の理由となる事実又は量刑の基礎となる事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。</u> <u>九 原判決をした裁判所の手続に憲法の趣旨を没却するような重大な違反があつたとき。</u> (再審請求のできる判決・再審の理由(二)) 第四百三十六条 (現行法通り) 一 (現行法通り) 二 (現行法通り) ② (現行法通り) ③ (現行法通り) <u>(再審の請求と確定判決に代わる証明)</u> 第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。 (再審請求の管轄) 第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。<u>但し、第四百三十五条による再審の請求において、原判決をした裁判所が高</u>
--	---

(新設) (再審請求権者) 第四百三十九条 再審の請求は、左の者がこれをする ことができる。 一 検察官 二 有罪の言渡を受けた者 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐 人 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪 失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の 親族及び兄弟姉妹 (新設) ② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一 項第二号に規定する事由による再審の請求は、有 罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合に は、検察官でなければこれをする事ができな い。 (新設)	<u>等裁判所又は最高裁判所のときは、第一審の裁判 所がこれを管轄する。</u> <u>(裁判所職員の除斥及び忌避)</u> <u>第四百三十八条の二 第一編第二章の規定は、再審 の請求及び審判についてこれを準用する。</u> ② 前項において準用するこの法律の規定中、「被告 人」とあるのは「請求人又は有罪の言渡を受けた 者」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるの は「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、それ ぞれ読み替えるものとする。 (再審請求権者) 第四百三十九条 (現行法通り) 一 (現行法通り) 二 (現行法通り) 三 (現行法通り) 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神 喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直 系の親族、<u>兄弟姉妹及び有罪の言渡を受けた 者からあらかじめ指名を受けた者</u> 五 第二号乃至前号の規定により再審の請求を する者が存在しない場合には、弁護士会及び 日本弁護士連合会 ② (現行法通り) <u>(再審請求手続の受継)</u> <u>第四百三十九条の二 再審の請求を行つた者が再審 請求手続の途中で死亡した場合には、前条第一項 第三号乃至第五号に定める者は、再審の請求を行 つた者が死亡した日から六箇月以内に再審請求手 続を受け継ぐことができる。</u>
---	---

(弁護人の選任) 第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。 ② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。 (新設) (新設) (新設) (新設)	② <u>第一項の期間内に再審請求手続を受け継ぐ旨の申立てがないときは、裁判所は、決定で手続を終結しなければならない。但し、弁護人が選任されているときは、この限りでない。</u> (弁護人の選任) 第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求<u>(その準備を含む。)</u>をする場合には、弁護人を選任することができる。 ② <u>再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附さなければならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかとなるときは、この限りでない。</u> ③ <u>死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされた場合（死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。）において、再審の請求をした者に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附さなければならない。</u> ④ <u>裁判所は、次に掲げる要件を全て満たすときは、有罪の言渡を受けた者で、弁護人のない者のため、その請求により、再審の請求の準備のために弁護人を附さなければならない。</u> 一 <u>弁護人の調査により、再審の請求を理由があるものとすることができる事実又は証拠を発見できる蓋然性があること。</u> 二 <u>事実関係又は法律関係が複雑なため、弁護人の協力が必要であること。</u> 三 <u>貧困その他の事由により弁護人を選任することができないこと。</u> ⑤ <u>前項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求をしようとする場合において、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、再審の請求の準備のために弁護人を附さなければならない。</u> ⑥ <u>裁判所は、前四項の規定により弁護人を選任す</u>
--	---

(新設)	<u>る場合において、必要があると認めるときは、請求により又は職権で、必要な数の弁護人を附することができる。</u>
(新設)	⑦ <u>前六項の規定による弁護人の選任は、当該再審の請求に係る再審の審判が確定するまでその効力を有する。</u>
(新設)	⑧ <u>第三十三条、第三十四条、第三十八条、第三十八条の三第一項乃至第三項、第三十九条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条並びに第三百八十七條の規定は、第一項乃至第六項により選任される弁護人にこれを準用する。この場合において、第三十八条の三第一項第一号中「第三十条」とあるのは「第四百四十条第一項」と読み替えるものとする。</u>
(再審請求の時期) 第四百四十一条 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになったときでも、これを行うことができる。	(再審請求の時期) 第四百四十一条 (現行法通り)
(新設)	<u>(再審請求理由の明示と追加)</u> 第四百四十一条の二 <u>再審の請求をするには、その理由を記載した趣意書を提出しなければならない。</u> ② <u>再審の請求をした者は、審理の終結に至るまで、請求の理由を追加又は変更することができる。抗告審においても、同様とする。</u> ③ <u>再審の請求の理由の追加又は変更は、書面で行なければならない。</u>
(再審請求と執行停止) 第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。	(再審請求と執行停止の効力) 第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで、<u>刑及び拘置の執行を停止することができる。</u>
(新設)	② <u>再審の請求を受けた裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求についての裁判があるまで、</u>

(新設)	<u>決定で、刑及び拘置の執行を停止することができる。</u> ③ <u>前二項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされたとき（死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。）は、再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求に関する裁判が確定するまで、決定で、刑の執行を停止しなければならない。</u>
(新設)	④ <u>前項の規定により刑の執行を停止する場合、裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求に関する裁判があるまで、拘置の執行を停止することができる。</u>
(新設)	⑤ <u>第二項及び第四項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u>
(再審請求の取下げ)	(再審請求の取下げ)
第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げることができる。	第四百四十三条 （現行法通り）
② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。	② 再審の請求を取り下げた者は、同一の <u>事実及び証拠を理由として、更に再審の請求をすることができない。</u>
(被収容者に関する特則)	(被収容者に関する特則)
第四百四十四条 第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。	第四百四十四条 （現行法通り）
(新設)	<u>第二章 記録及び証拠品の保管及び保存</u>
(新設)	<u>（裁判所不提出記録及び証拠品の保管）</u>
	<u>第四百四十四条の二 刑事被告事件に係る裁判所不提出記録（検察官が被告人又は弁護人に対して交付した検察官が保管する証拠の一覧表の控えを含む。）及び証拠品（以下「記録及び証拠品」という。）は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</u>
	② <u>前項の規定により保管検察官が保管する記録及び証拠品の保管期間は、刑事確定訴訟記録法（昭</u>

	<u>和六十二年法律第六十四号）第二条第二項に規定する保管記録の保管期間の例による。ただし、没収の裁判、所有権放棄又は刑事訴訟法第四百九十九条第三項の規定により国庫に帰属したもの以外の証拠品（以下「還付対象証拠品」という。）の保管期間は、当該被告事件に係る訴訟の終結後、六箇月間とする。</u> <u>③ 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。</u>
(新設)	<u>（再審の手続のための裁判所不提出記録及び証拠品の保存）</u> <u>第四百四十四条の三 保管検察官は、記録及び証拠品について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も保存するものとする。</u> <u>② 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は第四百四十条第一項乃至第五項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対し、記録及び証拠品を保存することを請求することができる。</u> <u>③ 前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る記録及び証拠品を保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨及び保存期間を通知しなければならない。ただし、請求に係る記録及び証拠品が保存することとされているものであるときは、その旨及び保存期間の通知をすれば足りる。</u> <u>④ 第一項及び第三項の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。</u> <u>⑤ 保管検察官が還付対象証拠品について第一項、第三項又は前項の決定をするときは、あらかじめ、当該証拠品の所有者の意見を聴かなければならない。</u>
(新設)	<u>（不服申立て）</u> <u>第四百四十四条の四 前条第二項の規定により保存</u>

(新設) (新設) (事実の取調べ) 第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の	<u>の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存に関する処分に不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所（再審請求事件が係属しているときは、当該再審請求事件が係属する裁判所）にその処分の取消し又は変更を請求することができる。証拠品の所有者であつて、当該証拠品に関する保管検察官の保存に関する処分に不服があるものも、同様とする。</u> ② <u>前項の規定による不服申立てに関する手続については、第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。</u> ③ <u>裁判所は、第一項の規定による不服申立てについて決定をするときは、あらかじめ、前条第二項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）及び保管検察官の保存に関する処分の対象となつた証拠品の所有者の意見を聴かなければならない。</u> <u>（再審保存記録等の閲覧謄写）</u> <u>第四百四十四条の五 保管検察官は、第四百四十四条の三第二項に規定する者から請求があつたときは、保管検察官が保管又は保存する記録及び証拠品（裁判所不提出記録のうち当該被告事件に係る訴訟（再審請求手続を含む。）において被告人、請求人及び弁護人に開示されていない記録を除く。）を閲覧させなければならない、弁護人に対しては、閲覧させ、かつ謄写させなければならない。</u> <u>第三章 再審請求の審理手続</u> <u>（再審請求手続期日の指定）</u> 第四百四十五条 <u>再審の請求がされたときは、裁判長は、速やかに、再審請求手続期日を定めなけれ</u>
--	--

理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。	<u>ばならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなきは、この限りでない。</u>
(新設)	<u>② 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、再審の請求がされたときから二箇月以内の日に指定しなければならない。</u>
(新設)	<u>(再審請求手続期日の通知)</u> <u>第四百四十五条の二 再審請求手続期日は、これを再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者にも通知しなければならない。</u> <u>② 再審の請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人は、再審請求手続期日に出席することができる。</u> <u>③ 裁判所は、必要があると認めるときは、再審請求手続期日に検察官の出席を求めることができる。</u>
(新設)	<u>(期日調書の作成)</u> <u>第四百四十五条の三 再審請求手続期日における手続については、期日調書を作成しなければならない。</u> <u>② 前項の期日調書については、公判調書に関する規定を準用する。</u>
(新設)	<u>(手続指揮権)</u> <u>第四百四十五条の四 再審請求手続期日における手続の指揮は、裁判長が行う。</u>
(新設)	<u>(受命裁判官による手続)</u> <u>第四百四十五条の五 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審請</u>

(新設)	<u>求手続期日における手続を行わせることができる。この場合には、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</u> <u>(再審請求理由の陳述)</u> <u>第四百四十五条の六 再審の請求を受けた裁判所は、最初に行われる再審請求手続期日において、再審の請求をした者及び弁護人に対し、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。</u> <u>② 前項の陳述は、公開の法廷でこれをしなければならない。</u>
(新設)	<u>(事実の取調べ)</u> <u>第四百四十五条の七 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。</u> <u>② 前項の事実の取調は、真実を発見するため、裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について行われなければならない。</u> <u>③ 第一項の事実の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</u>
(新設)	<u>(事実の取調べへの立会い等)</u> <u>第四百四十五条の八 再審の請求をした者及び弁護人は、事実の取調に立ち会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。</u> <u>② 裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官を、事実の取調に立ち合わせ、証人の尋問の場合には、その証人の尋問をさせることができる。</u>

(新設)	③ <u>第一項の事実の取調のうち、証人尋問、検証及び鑑定は、裁判所外で行われるものを除き、公開の法廷でこれをしなければならない。</u> <u>(証拠の一覧表の提出命令)</u> <u>第四百四十五条の九 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人から請求があつたときは、検察官に対し、原判決（以前に再審の請求がされている場合には、その再審の請求に対する決定を含む。）に関して検察官が保管する全ての証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じなければならない。</u> ② <u>前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</u> <u>一 証拠物 品名、数量及び保管場所</u> <u>二 書類 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数及び要旨</u>
(新設)	<u>(証拠開示命令)</u> <u>第四百四十五条の十 再審の請求を受けた裁判所は、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ原判決の有罪認定の根拠となつた証拠に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは、決定で、検察官に対し、当該証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）を再審の請求をした者又は弁護人に開示することを命じなければならない。但し、原判決の有罪認定の根拠となつた証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>一 証拠物</u> <u>二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面</u>

	三 <u>第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面</u> 四 <u>第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面</u> 五 <u>原判決の審理で証人尋問が実施された証人及び証拠採用された供述録取書等の供述者の供述録取書等</u> 六 <u>有罪の言渡を受けた者の供述録取書等</u> 七 <u>取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（有罪の言渡を受けた者又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号に掲げるものに係るものに限る。）</u> 八 <u>証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。）</u> ② <u>再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求の理由又は再審請求手続期日において提出された証拠書類若しくは証拠物の内容に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは、決定で、検察官に対し、当該証拠を再審の請求をした者又は弁護人に開示することを命じなければならない。ただし、その関連性の程度その他原判決の有罪認定の根拠となつた証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。</u> ③ <u>第一項及び前項の請求についてした決定に対し、即時抗告をすることができる。</u>
--	--

(新設)	<u>(証拠の存否の報告命令)</u> <u>第四百四十五条の十一 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その保管する証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの一覧表（第四百四十五条の九第二項に規定する事項を記載したもの）の提出を命ずることができる。</u> <u>② 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、特定の証拠について、その存否の報告を命ずることができる。この場合において、検察官が当該証拠は存在しないとの報告を行つたときは、裁判所は、検察官に対し、当該証拠の存否を調査した方法及び範囲、当該証拠の保管及び廃棄の状況その他当該証拠が存在しないと判断した具体的な理由を書面で報告するよう命じなければならない。</u>
(新設)	<u>(証拠の保全・保管)</u> <u>第四百四十五条の十二 再審の請求を受けた裁判所は、当該再審の請求に係る事件に関する生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その適切な方法による保管を命じ、又は鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。</u>
(新設)	<u>(証拠開示に関する裁判所の権限)</u> <u>第四百四十五条の十三 前四条に定めるもののほか、再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、証拠</u>

(新設)	<u>の開示及びこれに関連する事項を命ずることができ</u> <u>る。</u> <u>(意見の陳述)</u> <u>第四百四十五条の十四 第四百四十五条の七第一項</u> <u>による事実の取調を行つたときは、再審の請求を</u> <u>した者及び弁護人は、その結果に基づいて意見を</u> <u>陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を</u> <u>受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請</u> <u>求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同</u> <u>様とする。</u> <u>② 裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資す</u> <u>るため必要な限度で、検察官に意見を陳述させる</u> <u>ことができる。</u> <u>③ 前二項の陳述は、公開の法廷でこれをしなければ</u> <u>ならない。</u>
(新設)	<u>(審理の終結)</u> <u>第四百四十五条の十五 再審の請求を受けた裁判所</u> <u>は、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請</u> <u>求に理由がないことが明らかなときを除き、相当</u> <u>の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めな</u> <u>ければならない。</u>
(新設)	<u>(再審に関する決定日の通知)</u> <u>第四百四十五条の十六 再審の請求を受けた裁判所</u> <u>は、前条の規定により審理を終結したときは、決</u> <u>定をする日を定め、決定日の一箇月前までに、再</u> <u>審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しな</u> <u>ければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた</u> <u>者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をし</u> <u>た場合には、有罪の言渡を受けた者についても同</u> <u>様とする。</u>
(新設)	<u>第四章 再審請求手続の裁判</u>
(請求棄却の決定①) 第四百四十六条 再審の請求が法令上の方式に違反	(請求棄却の決定①) 第四百四十六条 (現行法通り)

し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。 (請求棄却の決定②) 第四百四十七条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。 ② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。 (再審開始の決定) 第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。 ② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。 (新設) (請求の競合と請求棄却の決定) 第四百四十九条 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。 ② 第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。	(請求棄却の決定②) 第四百四十七条 (現行法通り) ② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の<u>事実及び証拠を理由として、更に再審の請求をすることができない。</u> (再審開始の決定) 第四百四十八条 (現行法通り) ② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止しなければならない。但し、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、刑の執行は停止しないことができる。 ③ <u>死刑の言渡を受けた者について再審開始の決定をしたとき（死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。）は、裁判所は、拘置の執行を停止しなければならない。但し、第四百三十五条第八号の事由があることを理由として再審開始の決定がなされたときは、拘置の執行を停止しないことができる。</u> (請求の競合と請求棄却の決定) 第四百四十九条 (現行法通り) ② (現行法通り)
---	---

(即時抗告) 第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (再審の審判) 第四百五十一条 裁判所は、再審開始の決定が確定	(即時抗告) 第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 ② 第四百二十二条の規定にかかわらず、前項の即時抗告の提起期間は十四日とする。 ③ 第一項の即時抗告をする場合において、申立書に原裁判の取消又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後三十日以内に、これらを記載した抗告趣意書を原裁判所に提出しなければならない。 ④ 原裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。 ⑤ 第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。 ⑥ 前四項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。 (準用) 第四百五十条の二 抗告審の審理については、その性質に反しない限り、第一章乃至第三章の規定を準用する。 ② 抗告審における再審開始の決定に伴う刑及び拘置の執行停止については、第四百四十八条第二項及び第三項の規定を準用する。 (特別抗告) 第四百五十条の三 第四百四十八条の決定に対しては、第四百三十三条の規定を適用しない。 第五章 再審公判 (再審の審判) 第四百五十一条 (現行法通り)
---	--

した事件については、第四百四十九条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。 ② 左の場合には、第三百十四条第一項本文及び第三百三十九条第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。 一 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。 二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。 ③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。 ④ 第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。 (新設) (不利益変更の禁止) 第四百五十二条 再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。 (無罪判決の公示)	(再審公判における証拠書類及び証拠物の取調べ) <u>第四百五十一条の二 再審請求手続においてした証人その他の者の尋問、請求人質問、検証及び鑑定の結果を記載した書面並びに再審請求手続において取り調べた書面及び物については、裁判所は、公判期日において、職権で証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。但し、訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、この限りでない。</u> <u>② 前項の規定により取り調べる証拠については、第三百二十条第一項の規定を適用しない。但し、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、当該証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。</u> (不利益変更の禁止) 第四百五十二条 (現行法通り) (無罪判決の公示)
--	--

第四百五十三条 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。 【刑事訴訟法施行法】 第三条の二 第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召喚不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百十七条まで（訂正の判決）、第四百十八条（判決の確定）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。	第四百五十三条 （現行法通り） 【刑事訴訟法施行法】 第三条の二 第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召喚不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百十七条まで（訂正の判決）、第四百十八条（判決の確定）、<u>第四百二十八条第二項（異議の申立）</u>並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。
---	---